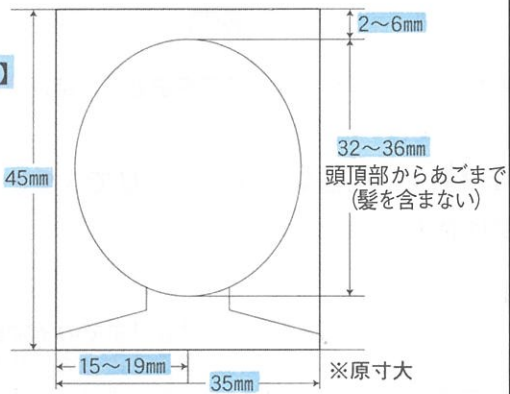


旅券(パスポート)申請のごあんない

令和7年3月

- 旅券は有効期間が**5年**と**10年**の2種類があり、申請時の満年齢が18歳以上の方は、いずれかを選べます。
申請時の満年齢が**18歳未満の方は5年の旅券のみ**となります。***年齢は、誕生日の前日に加算されます。**
○この「ごあんない」は、①初めて旅券を申請する場合、②前回取得した旅券の有効期間が切れた場合、③旅券の有効期間が残り1年未満等(切替新規申請)の場合の内容です。

■申請に必要な書類等

1 一般旅券発給申請書 1通	間違いのないように記入してください。
申請書は、外務省HPの申請書ダウンロードサイトへアクセスし、入力して印刷することもできます。 ※ https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html	
マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルサイトを通してオンライン申請もできます。 詳しくは、外務省HPをご覧ください。 ※ https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html	
2 戸籍謄本(全部事項証明書) 1通	最新の記載内容で6ヶ月以内に発行された原本に限りま す。(コピー不可)
○同一戸籍内の複数の方が同時に申請書を提出する場合、戸籍謄本は1通で共用できます。 ○有効旅券をお持ちの方で、氏名・本籍地の都道府県名等に変更がない方は戸籍謄本を省略できます。	
3 パスポート用の写真 1枚	★写真は出入国審査で自分自身を証明する大変重要なものです。 規格外や旅券に転写できない写真(明暗・画質・色調・画像の調節不良等)は受付できません。撮り直しをお願いすることとなります。 【不適当な写真例】 ○変色・脱色したもの ○汚れやキズのあるもの ○左右が反転しているもの ○前髪やメガネのフレームが目にかかっているもの ○髪の毛で目が隠れているもの・目元が暗いもの ○メガネのレンズに光が反射しているもの ○サングラス(カラーレンズ含む)、マスク、ヘアバンド、リボン、装飾品、化粧品等で人物を特定しづらいもの ○背景の色がきつく人物を特定しづらいもの、いす等背景があるもの ○カラーコンタクトや瞳のフチを広げるコンタクト着用のもの ○表情が平常と著しく異なるもの(例えば、笑顔など) ○ノイズ、ジャギー、ドットやインクのにじみなどがあるもの ○変形、マスキングなどの画像処理を施したものの (注) デジタル写真は、カメラが高解像度でも、家庭での印刷では不十分な場合があります。 *証明写真ボックスで撮影された写真の場合、いすの高さや座る位置等によって規格を満たさないことがありますので、ご注意ください。 *外務省HPにパスポート用提出写真について詳細が掲載されています。
★自身で切り貼りせず、そのままお持ちください。  【適当な例】 ○6ヶ月以内に撮影されたもの ○申請者本人のみ撮影されたもの(乳幼児も同様) ○ふちなして上図の寸法を満たしたもの ○無帽で正面を向いたもの ○背景(影を含む)がないもの ○輪郭が露出しているもの ○背景は白を推奨	
4 本人確認書類	申請時点で有効な原本に限りま す。(コピー不可) (住所、氏名等が申請書の記載内容と一致しているもの)
① 1点の提示で確認できるもの ◆日本国旅券(失効後6ヶ月以内のものを含む) ◆運転免許証 ◆マイナンバー(個人番号)カード(通知カードは不可) ◆船員手帳 ◆海技免状 ◆小型船舶操縦免許証 ◆猟銃・空気銃所持許可証 ◆戦傷病者手帳 ◆宅地建物取引士証 ◆電気工事士免状 ◆無線従事者免許証 ◆写真付き住民基本台帳カード ◆写真付き身体障害者手帳(写真貼り替え防止がなされているもの。カード式も可) ◆写真付き官公庁職員身分証明書 ◆運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)	
② 2点の提示または提出が必要なもの *下記の本人確認書類をご用意できない場合は、事前にお問い合わせください。 * イの中から2点、または、イとロの中から各1点を提示してください。ロの中からは不可。	
イ	◆健康保険証等または各種資格確認書等 ◆年金手帳又は基礎年金番号通知書(国民年金、厚生年金、船員保険年金、共済年金、恩給証書) ◆介護保険被保険者証 ◆印鑑登録証明書(6ヶ月以内に発行されたもの) +登録印(実印)
ロ	写真付きで、氏名・証明印のあるもの ◆学生証・生徒手帳 ◆社員証 ◆公の機関が発行した資格証明書 ◆療育手帳 ◆精神障害者保健福祉手帳 ◆運転経歴証明書 ◆失効旅券(失効後6ヶ月を超えるもの) ◆帰国のための渡航書 ◆直近の納税・課税等証明書 ◆生徒手帳(写真の貼付欄がないものでも可。小・中学生に限る) ◆母子手帳(小学生以下)
5 前回発給を受けた旅券	○有効期間内の旅券を切り替える場合は、有効旅券の提示がないと申請の受付はできません。 現在の有効旅券の残存期間は切り捨てになり、新旅券に繰り越すことはできません。旅券番号は変わります。 ○過去に旅券を取得した方は、有効期間が切れていてもできるだけ、 最後に発給を受けた旅券 をお持ちください。

■住民票 原則不要です。提出される場合6ヶ月以内に発行された原本(マイナンバーの記載がないもの)(コピー不可)

奈良県に住民登録のある方は、住民基本台帳ネットワークシステムで住所の確認ができます。ただし、次の場合は提出が必要です。

- ①システムでの確認を希望されない場合 ②住民登録変更直後(住基ネットを確認不能)に申請される場合
③奈良県に住民登録のない方が居所での申請をされる場合は、事前にお問い合わせください。

ご 注 意

1 未成年者等の申請（未成年者または成年被後見人が申請する場合）

- 申請書裏面の「法定代理人（親権者、後見人など）署名」の欄には、親権者または後見人が自筆で署名（かい書体）してください。
- 法定代理人が遠隔地にいて申請書に署名できない場合には、法定代理人自筆の「旅券申請同意書」を提出してください。
- *書式は窓口又は奈良県旅券事務所 HP から入手できます。

2 旅券発給申請書類の代理提出（申請者に代わって、代理の方が申請書を提出する場合）

- 代理人は、申請に必要な書類すべての原本を預かってきてください。（コピー不可）
- 申請書の裏面下部に「申請書類等提出委任申出書」の欄がありますので、必ず記入してください。
申請者記入の欄には、申請者本人がすべて記入してください。引受人記入の欄には、申請書を代理提出する引受人が記入してください。また、代理人の本人確認のため、代理人自身も本人確認書類（表面「4 本人確認書類」のいずれか1点。コピー不可）を持参してください。
- 法定代理人が申請書を提出される場合は、「申請書類等提出委任申出書」の記入は不要です。
- 刑罰等関係の「はい」に該当する方、有効な旅券を紛（焼）失・盗難でなくされた方、居所で申請される方等は代理提出はできません。

3 その他（ご不明な点がございましたら、必ず事前にお問い合わせください。）

- 切替新規申請 有効な旅券をお持ちの方で、有効期間が1年未満となった、または査証欄に余白がなくなった場合は有効旅券を提示して新しい旅券を申請することができます。
なお、有効旅券の残存期間は切り捨てとなり、旅券番号が変わります。
- 訂正新規申請
残存期間同一申請 有効な旅券をお持ちの方で、氏名・本籍地の都道府県名等に変更があった場合は、手続きが必要です。
- 紛失届 有効な旅券を紛（焼）失・盗難でなくされた場合は、手続きが必要です（写真1枚必要）。なお、同時に新規申請もできます。代理提出はできません。
- 刑罰等関係の「はい」に該当する方は、高田旅券センター・橿原市パスポートセンターでは申請できません。奈良県旅券事務所までお越しください。

4 旅券の受け取り 旅券の受け取りには、必ずご本人がお越しください。代理受領はできません。

受け取りに必要な書類等は次のとおりです。すべてが揃わないと受け取りはできません。

- ①一般旅券発給申請受理票
- ②手数料相当の収入印紙及び奈良県証紙
- ③申請時に、旅券の受け取り時に持参または調べることを特に指示されたもの。

●旅券発給手数料

	国手数料	奈良県手数料	合計
窓口申請			
10年用	14,000円	2,300円	16,300円
5年用	9,000円		11,300円
5年用(12歳未満)	4,000円		6,300円
オンライン申請			
10年用	14,000円	1,900円	15,900円
5年用	9,000円		10,900円
5年用(12歳未満)	4,000円		5,900円

●申請から受け取りまでの予定日数

天候や交通事情その他の原因による国からの配送遅延等により、予告なく遅れる場合があります。

申 請 場 所	交付（受け取り）までの日数
奈良県旅券事務所	申請の日から8日目
高田旅券センター 橿原市パスポートセンター	申請の日から9日目
(注)上記の日数には、土曜日・日曜日・祝日・振替休日・年末年始は含まれません。	

*年齢は、誕生日の前日に加算されます。（「年齢計算に関する法律」による）

特に、12歳の誕生日の前日に申請される方は、12歳以上の手数料となりますのでご注意ください。

*旅券は、申請書を提出された窓口以外では受け取れません。

*旅券は、申請から6ヶ月以内に受け取らないと失効し、お渡しできなくなります。旅券失効後、新たに申請された場合は通常より高い手数料になります。

■問い合わせ先

奈良県旅券事務所HP
https://www.pref.nara.jp/18114.htm



窓 口	奈良県旅券事務所	高田旅券センター
所 在 地	〒631-0821 奈良市西大寺東町2丁目4番1号 ならファミリー 5階	〒635-0015 大和高田市幸町3番18号 トナリエ大和高田3階
電 話 番 号	0742-35-8601	0745-53-8822

	令和7年6月30日まで	令和7年7月1日から
申請受付	平日（月～金） 午前9時～午後5時	平日（月～金） 午前10時～午後5時
旅券交付（受け取り）	月・金・日 午前9時～午後5時 火・水・木 午前9時～午後7時30分	月・火・木・金・日 午前10時～午後5時 水 午前10時～午後7時
お問い合わせ	平日（月～金） 午前9時～午後5時	平日（月～金） 午前10時～午後5時

※土曜、祝日（日曜と重なる日はのぞく）、振替休日、年末年始はお休みです。

※地震、台風などの影響により、やむをえず変更となる場合があります。

◎橿原市に住民登録をされている方（または現に橿原市内に居住している方）は、橿原市パスポートセンター（TEL 0744-47-3225 橿原市内膳町1-1-60 橿原市役所分庁舎1階）でも旅券の申請、受け取りができます。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。